

京都市告示第 116 号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止し、同条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年5月20日

京都市長 門川大作

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	大北山里0002号	北区大北山原谷乾町60番地の2地先 同町60番地の1地先	点
2	嵐山里0001号	西京区嵐山宮ノ前町45番地地先 同町44番地地先	点

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	大北山里0012号	北区大北山原谷乾町45番地の1地先 同上	点
2	大北山里0013号	北区大北山原谷乾町40番地の117地先 同町77番地の15地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)